

◆ 診療科目

◇内科◇腎臓内科◇内分泌・代謝内科◇血液内科◇神経内科◇呼吸器内科◇消化器内科◇循環器内科◇緩和ケア内科◇小児科◇精神科◇外科◇消化器外科◇整形外科◇形成外科◇脳神経外科◇呼吸器外科◇心血管外科◇皮膚科◇泌尿器科◇産婦人科◇眼科◇耳鼻咽喉科◇頭頸部外科◇リハビリテーション科◇放射線診断科◇放射線治療科◇麻酔科◇救急科◇歯科◇口腔外科◇病理診断科◇市民健診センター

◆ 休診日

土・日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日

◆ 受付時間(外来患者)

午前8時～午前11時30分

※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付へお申し出ください。

◆ 総合案内

受診する科がわからないときは、総合案内でおたずねください。

初診の方は、診療申込書に必要事項を記入し、1番の初診受付窓口へ健康保険証と一緒に提出してください。診療窓口をご案内します。

◆ 面会時間

平日、土・日曜日、休日等の午後1時～午後8時

◆ 駐車場

地上5階建て5層6段、自走式で208台収容できます。

◆ 駐車料金

受診者等……………駐車一回につき200円

受診者等以外の来院者…1時間までの駐車時間300円

1時間を超える駐車時間

午前7時から午後8時まで

20分までごとに100円

午後8時から午前7時まで

1時間までごとに100円

市立清水病院

◆ 診療科目

◇内科◇血液内科◇神経内科◇消化器内科◇循環器内科◇小児科◇精神科◇外科◇消化器外科◇乳腺外科◇血管外科◇整形外科◇形成外科◇脳神経外科◇皮膚科◇泌尿器科◇産婦人科◇眼科◇耳鼻咽喉科◇リハビリテーション科◇放射線診断科◇放射線治療科◇麻酔科◇歯科◇口腔外科◇病理診断科◇救急センター◇集中治療室◇市民健診センター◇認知症疾患医療センター◇呼吸器センター(呼吸器内科、呼吸器外科)◇地域医療支援室

◆ 休診日

土・日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日

◆ 受付時間(外来患者)

午前8時～午前11時30分

※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付へお申し出ください。

◆ 総合案内

受診する科がわからないときは、中央受付でおたずねください。初診の方は、診療申込書に必要事項を記入し、中央受付へ健康保険証と一緒に提出してください。診療窓口をご案内します。

◆ 面会時間

平日の午後1時～午後8時

土・日曜日、休日等の正午～午後8時

新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年度中より面会禁止としています。

◆ 駐車場

24時間利用可

◆ 駐車料金

駐車3時間まで 1時間ごとに100円

3時間超えた場合 1時間ごとに200円

受診者など無料になる場合があります。

共立蒲原総合病院

◆ 診療科目

◇内科◇循環器内科◇消化器内科◇呼吸器内科◇糖尿病・内分泌内科◇小児科◇外科◇呼吸器外科◇整形外科◇脳神経外科◇皮膚科◇泌尿器科◇婦人科◇眼科◇耳鼻いんこう科◇神経内科◇放射線科◇人工透析センター◇訪問看護ステーション◇健康診断センター

◆ 専門外来

ペースメーカー外来、禁煙外来、脈管外来、リウマチ外来、睡眠時無呼吸症候群外来、小児心理外来、小児言語療法外来

◆ 休診日

土曜日・日曜日、国民の休日、12月29日～1月3日

※診療科によって休診の曜日がある為、事前にお問合せください。

※専門外来受診については、事前にお問合せください。

◆ 受付時間(外来患者)

午前7時30分～午前11時15分

※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付へお申し出ください。

◆ 総合案内

受診する科がわからない時は、総合案内でお尋ねください。

初診の方は、診療申込書に必要事項を記入し、総合受付へ健康保険証と一緒に提出してください。診療窓口をご案内します。

◆ 面会時間

午後1時～午後8時(平日、土・日曜日、休日等、年末年始全て共通)

◆ 駐車場の利用

駐車1時間まで 100円 1時間超えた場合 30分毎50円

外来受診者は、無料となります。

がん検診・各種健康相談・保健所の事業

がん検診など

健康づくり推進課 ☎ 221-1579 ・ ☎ 251-0035

がん検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診を診療所・健診センター等で受けることができます。

- ◆対象者
勤務先などで受診機会のない人
- ◆検診の種類

子宮頸がん検診	20歳以上女性 2年に1回	肺がん検診	40歳以上 (結核検診と一緒に実施)
胃がん検診	35歳以上	前立腺がん検診	50歳以上男性
乳がん検診	40歳以上女性 2年に1回	骨粗しょう症検診	30歳以上女性
大腸がん検診	40歳以上	歯周病検診	40歳以上

※胃がん検診は、X線撮影検査(バリウム)か内視鏡検査(胃カメラ)を選択できます。

※検診を受ける際には電話等で健診実施医療機関へ直接申し込んで受診時には保険証をお持ちください。

なお、健診実施医療機関の一覧表は「健診まるわかりガイド」または静岡市のホームページをご覧ください。
https://www.city.shizuoka.lg.jp/695_000109.html

- ◆健康手帳の交付
健診結果の記入や自己の健康管理のため健康手帳を交付します。(20歳以上の方)

健康相談・介護予防相談

各保健福祉センター P 77 参照

健康の維持・増進、介護の必要な方の身体・心の健康、栄養、介護等の相談などを行っています。

健康づくり・介護予防の教室

各保健福祉センター P 77 参照

健康づくりや介護等の相談を行っています。

- ◆食生活サポートクッキング
生活習慣病予防のために、高血圧予防等テーマ別の講話や自分自身にあった食事の量・味付け等について、学びます。
- ◆元気で長生き栄養講座
高齢期における低栄養予防やバランスのとれた食事について、講話や簡単な調理実習を通して学びます。
- ◆元気アップ講演会
転倒予防や認知症予防のため、日常生活の中で気をつけることを学びます。

地域リハビリテーション推進センター

☎ 249-3182 ・ ☎ 209-0103

- ◆運動器機能向上事業
転倒やバランスに不安がある高齢者などを対象に、介護予防体操(しぞ〜かでん伝体操)や筋力トレーニングなどを市内各所で行います。

生活衛生

保健所生活衛生課

☎ 249-3155(生活衛生)

☎ 249-3158(薬務)

☎ 249-3159(医務)

保健所清水支所

☎ 354-2214

- (1)ネズミ、蚊、ハエ、ゴキブリ、ダニなどの衛生害虫の相談
- (2)日常利用している飲み水の衛生などの相談
- (3)理容、美容、クリーニング業等の届出及び相談
- (4)医療従事者、栄養士等の免許申請

医療安全支援センター(ほっとはあと)

相談内容	受付日時	連絡先
医療に関する相談	電話相談 (月～金 祝祭日・ 年末年始を除く) 午前9時～正午 午後1時～午後4時 ※面接相談は事前の 予約が必要です	保健所生活衛生課内 専用電話 ☎209-0311

くすりの相談

受付日時	連絡先
月・水・金(祝祭日・年末年始を除く) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時30分	(一社)静岡市薬剤師会 ☎283-9989
夜間(毎日)午後7時～午前0時	(一社)静岡市薬剤師会 ☎283-7294

食品衛生

保健所食品衛生課

☎ 249-3161

保健所清水支所

☎ 354-2384

- (1)飲食店営業などの許可申請および相談
- (2)食品衛生相談、食品の安全に関する問い合わせ
- (3)調理師、製菓衛生師などの免許申請

エイズ・肝炎等の予防

保健所保健予防課

☎ 249-3172

無料・匿名でエイズ・肝炎・性感染症の相談・検査を受けられます。肝炎検査は市内の医療機関でも受けることができます。検査日は、静岡市ホームページに掲載しています。

難病対策事業

保健所保健予防課 ☎ 249-3177 ・ ☎ 249-3153

保健所清水支所 ☎ 354-2153 ・ ☎ 353-4850

1. 指定難病医療費助成・特定疾患治療研究事業各種申請受付
指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証の申請を受け付けます。対象疾患、対象者、助成条件などはお問い合わせください。
2. 難病患者等訪問相談事業
在宅の患者や家族の方の在宅療養生活を支援したり、精神的負担の軽減を図るため、保健師等が、訪問相談を行っています。
3. 難病患者介護家族リフレッシュ事業
在宅で難病患者を介護する家族の方の介護負担の軽減を図るため、在宅支援事業(滞在型訪問看護)と就学支援事業(医療的ケア)を利用した場合、その費用の10分の9を補助します。
※在宅支援事業は、人工呼吸器を使用している方に限ります。
<お知らせ>
平成25年4月1日から、「障害者総合支援法」の対象に難病等が加わり、日常生活に一定の障害がある場合、障害福祉サービス等を受けられることになりました。

結核対策事業

保健所保健予防課 ☎ 249-3172

1. 結核・肺がん検診
早期に結核を発見するため、職場等で検診を受ける機会のない40歳以上の方を対象に、各町内で胸部レントゲン検診を実施しています。65歳以上の方に受診券をお送りしています。また40歳～64歳の方で受診を希望する場合は、日程、会場を町内回覧または、市ホームページでお知らせします。直接会場へお越しください。
2. 結核健康相談
結核患者の家族・接触者等を対象に血液検査等による健康診断や、相談等を行っています。
また、保健所は結核についての窓口になっていますので、心配なことがある場合にはご相談ください。
3. 結核医療費の公費負担
結核と診断され治療を受ける場合、申請により医療費の補助が受けられます。
4. 結核患者服薬支援事業
結核にかかった人が治療が完了するまで、保健師による服薬支援を行っています。

障害者歯科保健センター

歯と口の健康支援センター

☎ 249-3147 ・ ☎ 209-1063

心身に障がいのある方で一般の歯科診療所では治療が困難な方のための歯科支援施設です。歯科診療だけでなく、歯や口、食べることなどでお困りの方はお気軽にご相談ください。診療は予約制です。

所在地／葵区城東町24-1

(城東保健福祉エリア内保健所棟1階)

休館日／日曜日・月曜日・国民の祝日・休日・年末年始
(12月29日～1月3日まで)

開館時間／午前8時30分～午後5時15分

訪問歯科診療支援事業

口腔保健支援センター ☎ 249-3175 ・ ☎ 209-1063

歯科医院へ通院することが困難な要介護者等を対象に歯科医師会所属の歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科診療等を行います。

◇対象 歯科診療所への通院が困難な方

◇診療費 原則として保険診療

地域リハビリテーション推進センター

リハ・パークしずおか

☎ 249-3182 ・ ☎ 209-0103

障がいがあっても、高齢になってもいつまでも自分らしく生活するために、「食事」「入浴」「排せつ」等日常生活の行為の自立について、作業療法士や理学療法士が介護やリハビリ、生活環境を整えるための相談に応じます。また、福祉用具などを体験していただくこともできます。相談には事前予約が必要です。

休所日／土曜日・日曜日・国民の祝日・休日・年末年始

(12月29日～1月3日まで)

開所時間／午前8時30分～午後5時15分



城東保健福祉エリア
(保健所棟・保健福祉複合棟)
葵区城東町24-1

- ・保健所生活衛生課
 - ・保健所食品衛生課
 - ・保健所保健予防課
 - ・精神保健福祉課
 - ・口腔保健支援センター
 - ・歯と口の健康支援センター
 - ・地域リハビリテーション推進センター
- は城東保健福祉エリア内にあります。

高齢者福祉

高齢者福祉課 ☎ 221-1201 ・ ☎ 221-1090

《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区	☎ 221-1089 ・ ☎ 221-1079
駿 河 区	☎ 287-8678 ・ ☎ 287-8708
清 水 区	☎ 354-2162 ・ ☎ 354-3131
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ ☎ 385-3110

高齢者の相談窓口

高齢者の保健、福祉に関する相談を窓口で受け付け、総合的に支援します。窓口は、各区福祉事務所高齢介護課のほか、市内の各地域包括支援センター・各保健福祉センターにあります。

老人福祉センター

市内に住む60歳以上の方が利用できます。健康増進事業、教養講座、レクリエーション等を実施しています。また、書道や絵画などの同好会活動等にも参加できます。

名 称	住 所	電 話
鯨ヶ池老人福祉センター	葵区下951番地の1	294-9778
長尾川老人福祉センター	葵区长尾117番地	265-1415
小鹿老人福祉センター (健康文化交流館来・こ内)	駿河区小鹿二丁目25番45号	202-4300
用宗老人福祉センター	駿河区用宗五丁目21番10号	257-2022
清水中央老人福祉センター	清水区宮代町1番1号	371-0293
清水船越老人福祉センター	清水区船越二丁目9番26号	352-5505
清水折戸老人福祉センター羽衣荘	清水区折戸四丁目8番53号	336-3117
蒲原老人福祉センター	清水区蒲原神沢1363番地の4	388-3186

世代間交流センター

高齢者のふれあいと憩い、世代間の交流の場です。

名 称	住 所	電 話
清水北部交流センター	清水区八坂町2110番地の2	364-8902
清水南部交流センター	清水区駒越南町9番50号	335-0609
由比交流センター	清水区由比北田450番地	376-0435

老人憩の家

高齢者のふれあいと憩いの場です。

名 称	住 所	電 話
清水東部老人憩の家	清水区興津中町1288番地	369-5513
清水老人憩の家清開きらく荘	清水区清開二丁目1番1号	334-1241

高齢者生活福祉センター

山間地域で、福祉や介護のサービス等を提供するための施設です。

名 称	住 所	電 話
井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133番地の2	260-2227
大川高齢者生活福祉センター	葵区日向10番地	206-5880
梅ヶ島高齢者生活福祉センター	葵区入島246番地	207-4477

理容・美容サービス

介護保険で要介護3～5に認定された外出困難な65歳以上の方の自宅を訪問して頭髪のカットを行います。利用回数は年2回、1回あたり500円の自己負担があります。

紙おむつ支給サービス

介護保険で要介護4、5に認定された65歳以上の在宅の方に、高齢者用の紙おむつ引換券を支給します。(要介護1～3の方で特に排泄機能に支障があると認められる場合にも支給します。その他にも支給要件があります)

配食型見守りサービス

65歳以上のひとり暮らしや緊急対応が困難な方と同居している高齢者などの世帯で、日常的に食事の準備に支障がある(調理・買い物に困難な)方に、週5食まで(昼食または夕食)1日1回の内容で、配食を通して安否の確認を行います。食事は自己負担です。

緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしや緊急対応が困難な方と同居している高齢者などの住まいに電話回線を利用した緊急通報装置を設置します。(アナログ回線のみ)

対象要件があるほか、1日10円程度の自己負担があります。

自動消火器給付サービス

65歳以上のひとり暮らしの方などに自動消火器を給付します。(支給要件があります)

はり・きゅう・マッサージ施術費助成

75歳以上の方を対象に、3,000円相当の施術を協力施術者と市が1,000円ずつ助成します。1,000円程度+材料費等の自己負担があります。

S救(エスキュー)セット配付

原則65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等を対象に、緊急連絡先・服薬情報等を記入するカードが入った筒を配付し、緊急時の迅速な対応に活かします。自己負担はありません。

地域包括支援センター(愛称:まるけあ)

地域包括ケア推進本部 ☎ 221-1203 ・ ☎ 221-1577

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、①～④の支援内容で、保健・福祉・医療・介護など様々な面から総合的に支えます。

①保健・福祉・医療・介護などの総合的な相談

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護や介護予防に関する悩みに対応します。

②自立して生活できるような支援

要支援1・2と認定された方への支援や、介護予防が必要な方への支援を行います。(利用者と一緒に介護予防ケアプランの作成などを行います)

③高齢者の権利を守るための相談・支援

高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見と防止、消費者被害の防止などに対応します。

④高齢者が住みやすい地域づくり

地域のケアマネジャーの指導・支援のほか、様々な機関とのネットワークづくりに力を入れ、高齢者のみなさんを支えます。

地域包括支援センター名	呼称	所在地(設置場所)	電話番号(054)	FAX番号(054)	主な対象区域	
葵 区	1 城西	まるけあ城西	葵区駒形通四丁目11-15	204-3335	204-3336	駒形、新通、田町
	2 安西番町	まるけあ安西番町	葵区安西三丁目20	204-2626	204-2627	安西、番町
	3 城東	まるけあ城東	葵区安東二丁目13-1	295-9993	295-9773	葵、安東
	井川	—	葵区井川1133-2 ※窓口機能のみ (静岡市井川高齢者生活福祉センター内)	260-2227	260-2228	井川
	4 伝馬町横内	まるけあ伝馬町横内	葵区音羽町7-18KGMビル103号室	207-8111	207-8112	伝馬町、横内
	5 城北	まるけあ城北	葵区竜南二丁目1-38	292-6450	292-6280	麻機、竜南、城北
	6 千代田	まるけあ千代田	葵区沓谷六丁目20-1ル・シエル101	207-8602	207-8603	千代田、千代田東
	7 長尾川	まるけあ長尾川	葵区瀬名一丁目16-8ロジューマン21 1-A号室	265-9511	265-9512	北沼上、西奈南、西奈
	8 美和	まるけあ美和	葵区与左衛門新田74-6(楽寿の園内)	296-1100	296-9355	足久保、美和、安倍口
	9 賤機	まるけあ賤機	葵区昭府二丁目7-17	251-7772	251-7773	井宮、井宮北、賤機南
	10 安倍	まるけあ安倍	葵区依沢38-1	294-8400	294-8411	梅ヶ島、大河内、玉川、松野、 賤機北、賤機中
	11 服織	まるけあ服織	葵区羽鳥六丁目4-3(スニップビル1階)	659-8585	659-8587	服織、服織西、南薬科
12 薬科	まるけあ薬科	葵区富沢1542-46(ラポーレ駿河内)	270-1804	270-1713	中薬科、清沢、大川	
駿河区	13 小鹿豊田	まるけあ小鹿豊田	駿河区小鹿一丁目1-24(小鹿苑内)	284-0284	284-1286	東源台、東豊田、西豊田
	14 八幡山	まるけあ八幡山	駿河区有東二丁目12-10	202-6677	286-9888	森下、富士見
	15 大谷久能	まるけあ大谷久能	駿河区根古屋289-1(久能の里内)	236-0778	236-0776	大谷、久能
	16 大里中島	まるけあ大里中島	駿河区中野新田349-1(エン・フレンテ内)	280-4970	289-2274	大里西、中島
	17 大里高松	まるけあ大里高松	駿河区登呂五丁目9-22	203-3385	203-3422	中田、大里東、宮竹、南部、 富士見の一部
	18 長田	まるけあ長田	駿河区みずほ二丁目12-7	268-5080	257-7257	長田東、長田南、川原
	19 丸子	まるけあ丸子	駿河区丸子二丁目4-16	270-8720	270-8721	長田北、長田西
清水区	20 港北	まるけあ港北	清水区本郷町5-8(セブンスターマンション1階)	371-0296	371-0315	辻、江尻、袖師
	21 興津川	まるけあ興津川	清水区承元寺町1341(白扇閣内)	369-3482	369-5361	興津、小島
	22 両河内	まるけあ両河内	清水区和田島688	343-1515	396-3711	両河内
	23 港南	まるけあ港南	清水区洪川三丁目8-27ヴィアエスポワール101	625-6663	625-6652	入江、浜田、清水
	24 岡船越	まるけあ岡船越	清水区船越一丁目1-1	376-6651	376-6652	岡、船越
	25 高部	まるけあ高部	清水区柏尾387-2(柏尾の里内)	347-5271	347-5273	高部
	26 飯田庵原	まるけあ飯田庵原	清水区石川本町5-7	364-6631	364-6681	飯田、庵原
	27 松原	まるけあ松原	清水区宮加三19-1エルヴァスB	337-0500	337-0533	不二見、駒越、折戸、三保
	28 有度	まるけあ有度	清水区長崎新田296-5	344-7721	344-7730	有度
	29 蒲原由比	まるけあ蒲原由比	清水区蒲原721-4(白銀すこやかセンター内)	385-5595	385-0017	蒲原、由比
		清水区由比北田450 ※窓口機能のみ	376-0417	376-0416		

静岡市健康長寿のまち専用ウェブサイト「まるけあ」を開設しました。

「まるけあ」とは、高齢者が健康な時から介護が必要になる時までをまるごと支援(ケア)する情報サイトです。

静岡市健康長寿のまち専用ウェブサイト



まるけあ

https://marucare.net 検索

S型デイサービス

家に閉じこもりがちの高齢者を対象に、地域の集会所等で行う介護予防のためのミニデイサービスです。地域の方が運営スタッフとなり、地域の交流の場として参加できます。利用回数は月2回程度です。

◎静岡市社会福祉協議会各区地域福祉推進センター

葵 区: ☎ 249-3183 ☎ 209-0128

駿河区: ☎ 280-6150 ☎ 286-9545

清水区: ☎ 371-0292 ☎ 367-2460

介護予防・日常生活支援総合事業

<利用できる人>

- 要支援1、2の認定を受けている方
- 基本チェックリストにより事業対象者となった方
- ※基本チェックリストは地域包括支援センターで行います。

<利用できるサービス>

- 訪問型サービス、通所型サービス、配食見守りサービス など
- <利用方法>
- 介護サービスと同様に、ケアマネジャーによるケアプランの作成が必要となります。
- 利用を希望される方は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険課 ☎ 221-1202 ・ ☎ 221-1298

《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区	☎ 221-1180 ・ ☎ 221-1079
駿 河 区	☎ 287-8679 ・ ☎ 287-8708
清 水 区	☎ 354-2110 ・ ☎ 354-3166
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ ☎ 385-3110

介護保険制度

◆ 介護保険制度とは

介護を社会全体で支え、利用者自身が選択した介護サービスを安心して受けられる制度です。加入者は40歳以上の人で、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの医療保険加入者を第2号被保険者といいます。

◆ 介護サービスを受けられるのは

65歳以上の人で、寝たきりや認知症などで介護や支援を必要とする状態になったときは、介護サービスを受けることができます。40歳から64歳の人でも、加齢に伴う疾病(法律で定められた16種類の疾病)によって介護や支援が必要となったときには、介護サービスの対象となります。

介護サービス利用時の自己負担割合は原則1割ですが、所得が一定以上ある65歳以上の人についての自己負担割合は2割または3割です。

介護保険の手続きなど

◆ 被保険者証の送付

被保険者証は、65歳以上の第1号被保険者全員に交付されます。65歳の誕生日までに本人あて郵送します。なお、第2号被保険者は、要介護(要支援)認定を受けた際に交付します。

◆ 転入・転出などの届出方法

戸籍住民課窓口で手続き後、次の手続きをしてください。

相談内容	必要な手続き	持ち物	届出窓口
静岡市内へ転入	・被保険者証交付(要介護認定者)	前住所地の受給資格証明書(要介護認定者)	各福祉事務所 高齢介護課 (蒲原地区・由比地区は蒲原出張所)
静岡市外へ転出	・受給資格証明書の交付 ・被保険者証返却	被保険者証	
静岡市内で住所異動・氏名変更	・被保険者証訂正	被保険者証	
死亡	・被保険者証返却	被保険者証	
被保険者証の破損・紛失	・被保険者証再交付		

介護保険料

◆ 第1号被保険者の保険料(65歳以上の人介護保険料)

前年の所得に基づいた所得段階ごとに、個人の定額の保険料となります。

◆ 第2号被保険者の保険料分の納付方法

(40歳から64歳までの人の介護保険料)

加入している医療保険の保険料と介護保険料分を合わせて医療保険料として納めていただきます。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

要 件		保険料率	年額保険料	保険料段階	
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人		×0.3 (注1)	22,700円	第1段階	
本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる人 全員が 市民税 非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計額(注2)が80万円以下の人	×0.5 (注1)	37,900円	第2段階
	本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計額(注2)が80万円より多く120万円以下の人	×0.7 (注1)	53,100円	第3段階	
	第1段階、第2段階のいずれにも該当しない人	×0.9	68,300円	第4段階	
本人が 市民税 課税者 がいる人	同じ世帯に 市民税 課税者が いる人	本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計額(注2)が80万円以下の人	×0.9	68,300円	第4段階
		第4段階に該当しない人	×1.0	75,900円	第5段階(基準額)
		本人の前年の合計所得金額(注2)が120万円未満の人	×1.2	91,000円	第6段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が120万円以上210万円未満の人	×1.3	98,600円	第7段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が210万円以上320万円未満の人	×1.5	113,800円	第8段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が320万円以上400万円未満の人	×1.7	129,000円	第9段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が400万円以上500万円未満の人	×1.8	136,600円	第10段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が500万円以上600万円未満の人	×2.0	151,800円	第11段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が600万円以上700万円未満の人	×2.1	159,300円	第12段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が700万円以上850万円未満の人	×2.25	170,700円	第13段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が850万円以上1,000万円未満の人	×2.35	178,300円	第14段階
		本人の前年の合計所得金額(注2)が1,000万円以上の人	×2.5	189,700円	第15段階

(注1) 第1段階から第3段階は、公費により軽減しています。

(注2) 給与と所得または公的年金等所得がある場合は、これらの所得の合計額から10万円を控除した額、土地・建物の譲渡所得(低未利用土地等を含む)がある場合は、特別控除後の額を適用します。

※年額保険料＝基準額(第5段階)×保険料率

◆ 第1号被保険者の保険料の納付方法

「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。年度途中で保険料段階を変更した人などは、特別徴収と普通徴収を併用する場合もあります。

◆ 特別徴収…老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が年額18万円以上の人

・4月から翌年2月までの年6回、年金支給日に年金から天引きされます。

◆ 普通徴収…老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が年額18万円未満の人

・7月から翌年2月までの年8回に分けて、納入通知書により金融機関等の窓口、コンビニまたは口座振替などで納付いただけます。

・年度途中で65歳になった人、静岡市に転入してきた人、年金を担保に借入した人、年度途中で保険料額に変更があった人などは普通徴収となります。

・口座振替をご利用ください。

納入通知書、預貯金通帳、通帳使用印を持って、金融機関へ申し込みをしてください。口座振替の開始は、申込日の翌月以降となります。

・スマートフォンの「Pay Pay アプリ」や「LINE アプリ」を利用して納付できます。

◆ 介護保険料の減免制度について

○対象者

収入が少ない等の理由で介護保険料の納付が困難な人に対して、次の基準にすべて該当する場合は、減額を行っています。

- ① 現在、生活保護を受けていないこと。
- ② 世帯員全員の収入の合計が生活保護の「基準生活費」以下であること。
- ③ 世帯全員の資産(預貯金等)の合計が基準生活費の12倍を超えていないこと。

○減額割合

保険料を第1～第3段階の人は半額に減額。第4～第15段階の人は段階に応じ所定の割合を減額。

○申請方法

申告制。介護保険課または各福祉事務所の高齢介護課に申請書及び必要書類を提出。

○その他

災害により財産に著しい損害を受けたとき、失業などにより収入が著しく減少したときは、減免が適用される場合があります。詳しくは介護保険課または各福祉事務所の高齢介護課へお問い合わせください。

介護サービスの種類

◆ 居宅サービス

介護サービス (要介護1～5の人が 利用できます)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア) ・短期入所生活介護(ショートステイ) ・短期入所療養介護(ショートステイ) ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入 ・住宅改修 ・居宅介護支援(ケアマネジメントサービス) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
介護予防サービス (要支援1, 2の人が 利用できます) ※要支援2の人のみ 利用できます)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具購入 ・介護予防住宅改修 ・介護予防支援(ケアマネジメントサービス) ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)※

◆ 施設サービス

要介護1～5の人が 利用できます ※原則、要介護3以上の 人のみ利用できます	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設※ ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※
---	---

サービスを利用するためには

◆ 要介護認定申請が必要です。

申請窓口…各福祉事務所高齢介護課/葵区役所井川支所/清水福祉事務所 蒲原出張所

居宅介護支援事業者、介護保険施設や地域包括支援センター、社会保険労務士に申請を代行してもらうこともできます。

◆ 用意するもの

- ・介護保険被保険者証(桃色の保険証)
- ・診察券(主治医が総合病院の方のみ)
- ・認印
- ・医療保険被保険者証(64歳以下の人)

認定申請後、市の調査員または委託先の調査員が認定調査に伺います。調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査判定します。通常、申請した日から30日以内に認定結果を通知します。要介護や要支援の認定を受けた場合は、介護サービスを受けることができます。

介護サービスの利用者負担

◆ 居宅サービスの利用限度額

居宅サービスは状態区分ごとに、サービスを利用できる1か月当たりの利用限度額が決まっています。

状態区分	1か月の利用限度額(10割)	利用者の負担額(1割)	利用者の負担額(2割)	利用者の負担額(3割)
要支援 1	50,320円分のサービス	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円分のサービス	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円分のサービス	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円分のサービス	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円分のサービス	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円分のサービス	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円分のサービス	36,217円	72,434円	108,651円

◆ 施設サービスの利用料

施設サービスを利用するには介護サービス費用(1割～3割)の他、食費、居住費、日常生活費がかかります。

・利用日額の目安(要介護3・多床室1割負担の場合)

施設利用者負担	
①介護老人福祉施設	1日732円
②介護老人保健施設	1日923円
③介護療養型医療施設	1日1,054円
④介護医療院	1日1,203円

※食費、居住費、日常生活費は各施設によって異なります。

※介護サービス費用、食費、居住費については利用者負担の軽減制度があります。

※利用者負担額は要介護度によって異なります。

非該当となった場合のサービス

要介護、要支援の認定が受けられなかった場合でも、利用できるサービスがあります。

◎福祉サービス《各福祉事務所 高齢介護課》

葵 区	☎ 221-1089
駿 河 区	☎ 287-8678
清 水 区	☎ 354-2162

P 68, 69 参照。

低所得者等に対する利用者負担の軽減

1. 負担限度額認定証の交付

所得に応じて居住費(滞在費)・食費の負担限度額を記載した認定証を交付し、低所得者の負担を軽減します。

居住費(滞在費)・食費の負担限度額

	負担限度額		
	第1段階	第2段階	第3段階
	・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	・市民税世帯非課税で課税年金収入額と非課税年金額と合計所得金額の合計額が90万円以下の人	・市民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人
多床室	0円/日	370円/日	370円/日
従来型個室	特養等(※1) 老健・療養等(※2)	320円/日 490円/日	420円/日 1,310円/日
ユニット型個室的多床室	490円/日	490円/日	1,310円/日
ユニット型個室	820円/日	820円/日	1,310円/日
食費	300円/日	390円/日	650円/日

※1は介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、短期入所生活介護の場合。
※2は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

(注)配偶者(住所は問いません)の課税状況及び所得、預貯金なども勘案されます。そのため申請者本人が市民税非課税であっても、軽減の対象とならない場合があります。要件や金額は8月から改正になる予定です。

2. 高額介護サービス費などの支給

世帯ごとの利用者負担(介護サービス利用料の1割～3割)の合計額が高額となり、次の金額を超えた場合は、高額介護サービス費などを支給します。

区分	世帯上限額	個人上限額
生活保護受給	—	15,000円
市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給	24,600円	15,000円
市民税世帯非課税で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下	24,600円	15,000円
市民税世帯非課税で第2段階に該当しない	24,600円	24,600円
市民税課税(一般)	44,400円	44,400円
市民税課税(現役並み所得相当)	44,400円	44,400円

※要件や金額は8月から改正になる予定です

3. 居宅サービス利用のための助成制度

対象者	市民税非課税世帯で世帯全員の収入等が基準生活費以下と認められる人
助成額	1か月に利用した居宅サービスの自己負担額が3,000円を超える場合に、超えた額の1/2を助成
申請	利用したサービスの領収証や世帯の収入がわかる書類等を添えて、利用した月の翌々々月末日までに市に申請してください。(例:4月に利用した分は7月31日が申請期限となります)

4. 社会福祉法人などによる利用者負担の減額

社会福祉法人などのサービスの利用者のうち、市民税非課税世帯で、かつ「特に生計が困難な人」は、利用料、食費、居住費などが75/100(老齢福祉年金受給の方は50/100)に軽減されま

す。生活保護受給者等については、個室の居住費が100/100軽減されます。対象となるサービスや要件、必要な書類などについて、詳しくは各区高齢介護課または介護保険課までお尋ねください。

5. 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額の年額(8月から翌年7月まで)が、表の限度額を超える場合、申請によりその超えた分について給付される制度です。7月31日に加入している医療保険者で支給金額を計算し、各医療保険者・介護保険者からそれぞれ支給されます。(ご加入の医療保険者が申請窓口となります。)

合算した場合の自己負担限度額(年額:8月～翌年7月)

国民健康保険または被用者保険に加入で、70歳未満の被保険者がいる世帯

所得区分		自己負担限度額
国保 健保	基礎控除後の所得901万円超 標準報酬月額83万円以上	212万円
国保 健保	基礎控除後の所得600万円超～901万円 標準報酬月額53～79万円	141万円
国保 健保	基礎控除後の所得210万円超～600万円 標準報酬月額28～50万円	67万円
国保 健保	基礎控除後の所得210万円以下 標準報酬月額26万円以下	60万円
世帯全員が市民税非課税		34万円

・後期高齢者医療制度に加入

・国民健康保険または被用者保険に加入で、被保険者全員が70歳以上の世帯

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	課税所得145万円～	67万円～212万円
一般所得者		56万円
世帯全員が市民税非課税	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

相談窓口

《各福祉事務所 高齢介護課》

葵区	☎ 221-1180 ・ FAX 221-1079
駿河区	☎ 287-8679 ・ FAX 287-8708
清水区	☎ 354-2110 ・ FAX 354-3166
蒲原出張所	☎ 385-7790 ・ FAX 385-3110

◆各居宅介護支援事業者

◆介護相談員

施設などを訪問し、利用者の相談などに応じます。詳しくは、介護保険課総務係(221-1202)へ

◆静岡県国民健康保険団体連合会 ☎253-5590

◇広域で事業を展開するサービス事業者に対する苦情対応
◇静岡市で苦情対応が困難な場合

◆静岡県介護保険審査会 ☎221-3395

◇県に設置され、市町の行った処分に対する不服申立ての審理、裁決を行います。

その他の相談窓口

◆地域包括支援センター P69